平成２４年（フ）第３２８号
群馬県高崎市中豊岡町79番地５
債務者　熊井　義泰
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１７６４号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎４丁目９番11号
アーバンライフホームⅠ205
債務者　八巻　幸子
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７８６号
埼玉県川口市領家３丁目11番５号　チヨダマンション203号、旧住所埼玉県川口市芝園町３番３―1014号　芝園団地
債務者　爲平　正一
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８０６号
埼玉県上尾市大字原市4354番地12　サニーハイツ203、旧住所埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４―12―204
債務者　池田　幸雄
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２５９号
埼玉県越谷市東大沢１丁目46番地12　降田ビル404、旧住所埼玉県越谷市北越谷４丁目23番39号　サンライトマンション811号
債務者　藤原妃都美
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７１７号
埼玉県越谷市大字恩間98番地２　ベーゼンハイム103号
債務者　長田　慶三
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８３３号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘３丁目４番１―521号
債務者　長澤　泰江
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８４６号
埼玉県所沢市大字下安松98番地の77
債務者　坂元　幸恵
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８７７号
埼玉県飯能市大字岩沢1124番地６　フォーブル高橋Ａ―103
債務者　矢ケ部友美
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６９号
三重県松阪市豊原町139番地４
債務者　鈴木　　元
１　決定年月日時　平成25年１月８日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第６１号
京都府福知山市厚東町135番地
債務者　中塚　好人
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
北海道岩見沢市東町668番地１
債務者　金井　泰樹
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１３６号
北海道室蘭市高砂町１丁目47番９号　チセイハウスＥ、前住所北海道室蘭市日の出町３丁目７番32号
債務者　山口　省吾
１　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
北海道登別市桜木町３丁目12番地10　吉岡ハイツ１号棟２Ｆ左、前住所北海道登別市新川町４丁目19番地13
債務者　菊地　　進
１　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
群馬県太田市飯田町538番地　岡部ビル１Ｆ中央側、前住所群馬県太田市小舞木町607番地　メゾン小沢102号
債務者　初山　　稔
１　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第６８９号
神奈川県平塚市岡崎3786番地の３
債務者　新井　正敏
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６９０号
神奈川県平塚市岡崎3786番地の３
債務者　新井　洋子
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部